**別紙－1**

**指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項**

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　指定番号　　　訓水指定　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**訓子府町（広域開催を含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）**　（公表：　可　・　不可　）

|  |
| --- |
| 受講年月日（公表：　可　・　不可　） |
| 年　　月　　日　・　未受講 |
| （未受講の場合、その理由）※非公表 |

**指定給水装置工事事業者の業務内容**

|  |
| --- |
| 事業所の名称： |
| 上記事業所の所在地： |
| 休業日‣営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）　（公表：　可　・　不可　） |
| 休業日：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  営業時間：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  修繕対応時間：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 漏水等修繕対応の可否　（公表：　可　・　不可　）  （該当する箇所に☑をつけて下さい。 |
| 屋内外給水装置の一般修繕　　　埋設部等の漏水修繕　　　凍結修繕  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対応工事種別（新設・改造・撤去）：該当する箇所に☑をつけて下さい。（公表：　可　・　不可　） |
| 新設　　　　　改造　　　　　撤去  配水管からの分岐～　水道メーター　（　新設　　　　改造　）  水道メーター　　～　宅内給水装置　（　新設　　　　改造　） |
| 緊急連絡先　（公表：　可　・　不可　） |
| 緊急連絡先：　なし　・　　あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　※☑ありの場合は記載してください。 |

　※公表とは、訓子府町公式ホームページへの掲載を指し、公表不可とした場合は、公表いたしません。

**給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）※非公表**

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付いてください。

・自社内研修については、研修会名・実施団体欄に、研修内容を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **受講者名** | **研修会名・実施団体** | **受講年月日** |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

〇関係法令

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）  ４　給水装置工事主任技術者及びその他給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |

**過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる能力を有する者**

**の状況（下請け等も含む）　※非公表**

・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

　・過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

　・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

|  |
| --- |
| ※保有資格等の例  1）水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、その他類似の名称のものを含む。）  2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士  3）職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者  4）公益財団法人給水工事技術振興団が実施する配管技能に係る検定会の合格者　　　　　　　　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定） |

**□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行していない**

　　　　　　（該当する場合は☑をつけてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の  氏　　　　　　名 | 配水管への分水栓の取付・穿孔・給水管の接合、いずれの経験を有しているか（〇×を記入） | 保有している資格等 | 工事  年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

〇関係法令

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）  ２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータ　　　ーまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事を従事する他の者を実施に監督させること。 |